

## 別記1

## 総合評価点算定基準（施工体制確認型・総合スポーツゾーン整備関連工事用）

## 1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者及び栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第6条第3項において失格でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点＋施工体制評価点（0点又は－10点）

## 2 価格点及び評価点の配点

配点は、次のとおりとする。

ア 価格点	100点
イ 価格以外の評価点	25点
ウ 施工体制評価点	0点又は－10点

## 3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第4位四捨五入〕

(2) 最低価格及び入札価格は、次のとおりとする。

ア 全入札者（入札書が無効でない者）が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

最低価格 各入札者の入札価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額

入札価格 各入札者の入札価格

イ 全入札者（入札書が無効でない者）のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低価格 低入札調査基準価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）

入札価格 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

## 4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、別紙評価項目について評価を行い算定する。

なお、価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあつては代表構成員を対象として行う。

## 5 施工体制評価点の算定方法

(1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行なった者の施工体制評価点は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、施工体制確認審査資料の提出を求めず0点とする。

(2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の施工体制評価点は、入札者が提出した施工体制確認審査資料（添付書類を含む。）により、施工体制確認審査資料作成要領に定める評価項目について評価を行い算定する。なお、必要に応じて、発注機関の長は意見聴取を行い評価に反映することができる。

(3) 前号の審査の結果、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと発注機関の長が認めるときには、施工体制評価点を0点とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると発注機関の長が認めるときには、施工体制評価点を－10点とする。

(4) 施工体制確認審査を辞退した者の施工体制評価点は－10点とする。

## 6 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 優良工事の受賞については、国土交通省等が行う次の優良工事表彰の受賞を栃木県優良建設工事表彰の受賞とみなして評価する。

## ① 知事表彰とみなすもの

- ・ 関東地方整備局が行う優良工事表彰の関東地方整備局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「優秀工事技術者」「安全管理優良請負者」「イメージアップ優良工事」「コスト削減優良工事」等は含まない）
- ・ 農林水産省が行う農業農村整備事業優良工事表彰の農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰（関東農政局が発注した工事であつて、かつ、表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）
- ・ 関東農政局が行う農業農村整備事業優良工事表彰の関東農政局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）

② 鋼橋上部工事及びPC橋上部工事においては、①に替えて次の優良工事表彰の受賞を知事表彰とみなす。

- ・ 国土交通省各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が行う優良工事表彰の局長表彰（表彰の種別は「優良工事」（沖縄総合事務局については「優良施工工事」）に限るものとし、「優秀工事技術者」「安全管理優良請負者」「イメージアップ優良工事」「コスト縮減優良工事」等は含まない）
  - ・ 農林水産省が行う農業農村整備事業優良工事表彰の農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰（農林水産省各地方農政局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が発注した工事で、かつ、表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）
  - ・ 農林水産省各地方農政局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が行う農業農村整備事業優良工事表彰の局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）
- ③ 所長等表彰とみなすもの
- ・ 関東地方整備局管内の国土交通省の各事務所が行う優良工事表彰の事務所長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「優秀工事技術者」「優良下請企業」等は含まない）
- ④ 鋼橋上部工事及びPC橋上部工事においては、③に替えて次の優良工事表彰の受賞を所長表彰とみなす。
- ・ 国土交通省各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）管内の各事務所が行う優良工事表彰の事務所長表彰（表彰の種別は「優良工事」（沖縄総合事務局管内の各事務所については「優良施工工事」）に限るものとし、「優秀工事技術者」「優良下請企業」等は含まない）
- (2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。
- 配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- (3) 若手技術者を配置予定技術者とする場合は、同種・類似工事を元請として受注した工事において、担当技術者として施工した工事経験も評価の対象とする。これを証明する書類は、竣工時工事カルテ及び「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領」に定める様式3（担当技術者の専任確認書）とする。
- ・ 若手技術者とは、評価基準日の属する年度の末日において、満35歳以下の者をいう。
  - ・ 担当技術者として施工した工事経験とは、2級以上の国家資格又はそれらと同等以上の資格を有し、栃木県が発注した2,500万円以上の工事に「主任技術者、監理技術者、現場代理人、専門技術者」以外の技術者として専任で従事した工事経験をいう。なお、担当技術者に求められる専任性は主任技術者等に準ずるものとする。
  - ・ 担当技術者については、配置状況の確認のため、CORINSの登録内容確認時に発注者あて「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領」に定める様式1を提出することを要する。  
（様式1が発注者あてに提出されない場合には、「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領」に定める様式3は発行されない。）
- (4) 継続学習制度（CPD）については、評価基準日の属する年度の前年度末日までの1年間に、次の3団体が実施する継続学習の単位取得状況を評価する。
- ①(公社)日本技術士会
  - ②(一社)全国土木施工管理技士会連合会
  - ③(公社)日本建築士会連合会
- これを証明する書類は、(公社)日本技術士会が発行する登録証明書の写し、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴証明書の写し又は各都道府県建築士会が発行する実績証明書の写しとし、各団体推奨単位を上記期間内に取得していることを証明するものに限るものとする。
- (5) 技術者数については、3ヶ月以上直接的かつ恒常的に雇用している職員により評価する。
- これを証明する書類は、健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写しに限るものとする。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）に限るものとする。
- (6) 1級舗装施工管理技術者については、(一社)日本道路建設業協会又は(財)道路保全技術センターが実施した資格試験の合格者とする。これを証明する書類は、評価基準日現在有効な1級舗装施工管理技術者資格者証の写しに限るものとする。
- (7) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、(公財)日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (8) 安全衛生活動の実績については、評価基準日の属する年度の前年度末日までの1年間に、建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生セミナー等を受講するなどして、当該協会が定めた基準を満たした者とする。なお、実績の証明については、当該協会が発行する安全衛生活動等実績証明書の写しに限るものとする。
- (9) 災害時の基礎的事業継続力については、評価基準日において、関東地方整備局の事業継続計画認定制度による「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」認定の有無をもって評価する。これを証明する書類は、関東地方整備局

長が発行する認定証の写しとする。

(10) 地域活動の実績については、以下の項目のうち該当する項目数により評価する。

① ボランティア活動実績

- ・ 愛ロードとちぎ等の実施団体の認定を受けている者（実施団体の構成員を含む。）が、評価基準日前1年以内に活動を実施した実績

② インターンシップによる学生の受入実績

- ・ 評価基準日の属する年度の前年度末日までの2年間に、学校教育法に基づく県内の学校等（技術系に限る）に通う学生（中学生以下を除く）を対象に教育機関との取り決めをして行ったインターンシップの実績

③ 路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績

- 栃木県県土整備部発注の道路・河川・砂防維持管理業務、又は環境森林部若しくは県土整備部発注の除雪業務であって、次のいずれかに該当するものとする。
  - ・ 評価基準日の属する年度の前年度末日までの2年間に、当該業務の完了引渡しを行った実績
  - ・ 評価基準日の属する年度の前年度末日までの2年間に、完了引渡しが行われた当該業務において、下請として契約した実績

④ 就労支援事業等における雇用実績（以下のいずれか）

- 緊急雇用創出事業における栃木県発注の委託業務であって、次に該当するものとする。
  - ・ 評価基準日の属する年度の前年度末日までの2年間に、当該業務の完了引渡しを行った実績
- NPO法人栃木県就労支援事業者機構が行う就労支援への協力であって、次に該当するものとする。
  - ・ 当該機構へ会員登録されている者が、評価基準日前1年以内に保護観察対象者又は更正緊急保護対象者を3ヶ月以上継続して雇用した実績
- 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被災者の雇用実績であって、次に該当するものとする。
  - ・ 平成23年3月12日以降、新たに被災者を雇用し評価基準日において継続雇用している実績

⑤ 水防協力団体指定実績

- ・ 評価基準日において、水防管理者（市町村長等）から水防協力団体制度に基づく指定（指定団体の構成員を含む）を受けている実績

⑥ 消防団継続加入者の雇用実績又は消防団協力事業所認定実績

- 消防団継続加入者の雇用実績であって、次に該当するものとする。
  - ・ 評価基準日前2年以内に1年以上継続して、消防団（消防組織法の規定による消防団又は広域消防団の団員に限る）へ加入している者を3名以上雇用している実績
- 消防団協力事業所認定実績であって、次に該当するものとする。
  - ・ 評価基準日において、消防団協力事業所表示制度に基づく認定を受けている実績

⑦ 県が推進する環境施策等への取組実績（以下のいずれか）

- エコキーパー事業所認定実績であって、次に該当するものとする。
  - ・ 評価基準日において、エコキーパー事業所★ランク又は★★★ランクの認定を受けている実績
- とちぎカーボンオフセット認証実績であって、次に該当するものとする。
  - ・ 評価基準日前2年以内にとちぎカーボンオフセット制度に基づく認証（認証団体の構成員を含む。）
- 日光杉並木オーナー制度による契約実績であって、次に該当するものとする。
  - ・ 評価基準日前1年以内において、オーナー契約をしている実績（事業所名義又は会社法第349条に規定する代表取締役の個人名義でオーナー契約をしているものに限り）

(11) 専門技術力の評価におけるPC橋上部工事の場合の土木一式工事の完成工事高に占めるプレストレストコンクリート工事の完成工事高の割合は、評価基準日から1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受けた経営事項審査に係る審査対象事業年度の工事種類別完成工事高により評価する。

(12) 専門技術力の評価における塗装工事の場合のすべての工事の完成工事高に占める塗装工事の完成工事高の割合は、評価基準日から1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受けた経営事項審査に係る審査対象事業年度の工事種類別完成工事高により評価する。

## 別紙

## 【A-I (GSZ) タイプ】(県内業者(土木一式工事・建築一式工事)対象)

評価区分		評価項目	配点
企業の技術力		ア 工事成績評定 過去5年間の工事成績評定点(建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	4.0点
		イ 優良工事の受賞 過去5ヶ年度の栃木県優良建設工事表彰等の受賞(建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。)の有無により評価する。	2.0点
		ウ 施工実績等 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績(建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)、同種・類似工事を元請けとして受注(建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。)した工事において主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験及び配置予定技術者の継続学習制度(CPD)の取組状況により評価する。 なお、若手技術者を配置予定技術者とする場合については、担当技術者として施工した工事経験も評価の対象とする。 (配置予定技術者は評価基準日現在において国家資格等を有する者に限る。)	3.0点
		エ 技術者数 国家資格等を有する者の雇用人数により評価する。	1.0点
		オ ISOの認証取得 ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	1.0点
		カ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	1.0点
		キ 施工計画の評価 簡易な施工計画により評価する。	10.0点
	企業の信頼性	地域貢献	ク 災害時等への地域貢献 栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の締結の有無で評価する。
ケ 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。			0.5点
コ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップによる学生の受入実績 ③路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績 ④就労支援事業等における雇用実績 ⑤水防協力団体指定実績 ⑥消防団継続加入者の雇用実績又は消防団協力事業所認定実績 ⑦県が推進する環境施策等への取組実績			2.0点

## 【C-I (GSZ) タイプ】 (アスファルト舗装工事対象)

評価区分		評価項目	配点
企業の技術力		ア 工事成績評定 過去5年間の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	4.0点
		イ 優良工事の受賞 過去5ヶ年度の栃木県優良建設工事表彰等の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	2.0点
		ウ 施工実績等 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）、同種・類似工事を元請けとして受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験、配置予定技術者の資格の有無及び配置予定技術者の継続学習制度（CPD）の取組状況により評価する。 なお、若手技術者を配置予定技術者とする場合については、担当技術者として施工した工事経験も評価の対象とする。 （配置予定技術者は評価基準日現在において国家資格等を有する者に限る。）	3.0点
		エ 技術者数 1級舗装施工管理技術者の資格を有する者の雇用人数により評価する。	1.0点
		オ ISOの認証取得 ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	1.0点
		カ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	1.0点
		キ 施工計画の評価 簡易な施工計画により評価する。	10.0点
		企業の信頼性	地域貢献
ケ 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。	0.5点		
コ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップによる学生の受入実績 ③路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績 ④就労支援事業等における雇用実績 ⑤水防協力団体指定実績 ⑥消防団継続加入者の雇用実績又は消防団協力事業所認定実績 ⑦県が推進する環境施策等への取組実績	2.0点		

## 【E（GSZ）タイプ】（県内業者（電気工事・管工事）対象）

評価区分		評価項目	配点
企業の技術力		ア 工事成績評定 過去5年間の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	6.0点
		イ 施工実績等 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）、同種・類似工事を元請けとして受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験により評価する。 なお、若手技術者を配置予定技術者とする場合については、担当技術者として施工した工事経験も評価の対象とする。 （配置予定技術者は評価基準日現在において国家資格等を有する者に限る。）	3.0点
		ウ 技術者数 国家資格等を有する者の雇用人数により評価する。	1.0点
		エ ISOの認証取得 ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	1.0点
		オ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	1.0点
		カ 施工計画の評価 簡易な施工計画により評価する。	10.0点
企業の信頼性	地域貢献	キ 災害時等への地域貢献 栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の締結の有無で評価する。	0.5点
		ク 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。	0.5点
		ケ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップによる学生の受入実績 ③路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績 ④就労支援事業等における雇用実績 ⑤水防協力団体指定実績 ⑥消防団継続加入者の雇用実績又は消防団協力事業所認定実績 ⑦県が推進する環境施策等への取組実績	2.0点

## 【F（GSZ）タイプ】（県内業者（機械器具設置工事）対象）

評価区分		評価項目	配点
企業の技術力		ア 工事成績評定 過去5年間の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	6.0点
		イ 施工実績等 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）、同種・類似工事を元請けとして受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験により評価する。 なお、若手技術者を配置予定技術者とする場合については、担当技術者として施工した工事経験も評価の対象とする。 （配置予定技術者は評価基準日現在において国家資格等を有する者に限る。）	4.0点
		ウ ISOの認証取得 ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	1.0点
		エ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	1.0点
		オ 施工計画の評価 簡易な施工計画により評価する。	10.0点
企業の信頼性	地域貢献	カ 災害時等への地域貢献 栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の締結の有無で評価する。	0.5点
		キ 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。	0.5点
		ク 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップによる学生の受入実績 ③路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績 ④就労支援事業等における雇用実績 ⑤水防協力団体指定実績 ⑥消防団継続加入者の雇用実績又は消防団協力事業所認定実績 ⑦県が推進する環境施策等への取組実績	2.0点